

○図書館の資料等に係る損害賠償に関する事務処理要領

(目的)

第1条 この要領は、富士見市立図書館条例（平成6年条例第8号）第13条及び富士見市立図書館条例施行規則（平成6年教委規則第4号。以下「規則」という。）第11条に基づき、図書館施設及び図書館資料の損害賠償に係る取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償の基準)

第2条 資料に係る賠償の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 賠償する資料は、同一資料を基本とする。ただし資料の入手が困難な場合は、指定管理者が指示する資料をもって充てるものとする。
- (2) 他館から相互貸借をして借用した資料は、貸出館と協議の上、決定をし、賠償を求めるものとする。

附 則

この要領は、平成7年1月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。